

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和６年１１月２１日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 入札に付する事項

（１）物品・委託役務の名称	大仙地区飲料水供給施設配水池内面防蝕塗装修繕
（２）物品・委託役務管理番号	18060110
（３）物品委託役務内容	大仙地区飲料水供給施設配水池の内面の塗装の経年劣化に伴い、配水池内面の再塗装による修繕を行うもの。
（４）納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和７年３月２８日まで
（５）納入・履行（就業）場所	大仙地区飲料水供給施設配水池内
（６）予定価格	非公表
（７）最低制限価格	なし
（８）入札方式	一般競争入札
（９）入札区分	紙入札
（10）使用する契約約款	修繕請負契約約款
（11）契約種別	総価契約
（12）収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和３年１月１日から令和６年１２月３１日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	次のいずれか 修繕＞備品・施設<小規模>修繕 建築類 修繕＞備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和６年８月１９日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和6年11月21日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年11月21日～ 令和6年12月11日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年11月21日～ 令和6年11月28日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 地域振興部 河内支所地域振興課（発注担当所属） 東広島市河内町中河内 1166 番地 電話番号 082-437-1109 / ファクシミリ番号 082-437-0229 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和6年12月3日～ 令和6年12月11日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年12月9日～ 令和6年12月10日 （午前9時00分～午後5時00分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年12月11日 午前11時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファクシミリ番号 082-431-0077

大仙地区飲料水供給施設配水池内面防蝕塗装修繕 仕様書

1 修繕名

大仙地区飲料水供給施設配水池内面防蝕塗装修繕

2 履行場所

東広島市河内町入野 1 2 1 3 9 番地 3 3

大仙地区飲料水供給施設配水池内 (別紙 1) 大仙地区飲料水供給施設位置図 のとおり)

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 2 8 日まで

4 概要

東広島市河内町入野の大仙地区飲料水供給施設配水池の内面の塗装が経年劣化していることから、配水池内面の再塗装による修繕を行うもの。

5 作業位置図

(別紙 2) 修繕箇所図 のとおり。

6 使用材料、数量等

(別紙 3) 数量明細書 のとおり

7 配水池仕様

構造	RC造り
形状寸法	1.5m×2.2m×1.8m×2基
有効容量	1日最大給水量 6.5m ³ の24時間分

8 提出書類

(1) 修繕完了通知書

(2) 11の(9)で示す作業前・作業後の写真

9 使用材料の仕様、作業上の注意等

- (1) 使用材料は、日本産業規格（JIS）をはじめ、関係法令等に準拠したものとする。
- 塗装に使用する塗料及び塗装工法については、「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）及び「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）の水質基準に適合したものとする。
- また、7で示す配水池仕様に適した塗料を使用すること。
- (2) 作業を実施する際は、常に衛生面に留意し、清潔保持に努めること。
- (3) 配水池2基の塗装作業については片方ずつ行い、塗装作業を行わない側の配水池の貯水量は利用者が水道を利用可能な水量を確保すること。
- (4) 塗装作業で取り出した沈殿物等については、請負人の責任において処理すること。
- (5) 修繕作業後に実施する水質検査については、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行うこと。
- (6) 報告書には作業状況の写真に加え、作業完了後の水質検査の結果を添付すること。
- (7) 本修繕は、関係する法令等を遵守して実施すること。

10 事前見学等

修繕箇所の事前確認をできる限り行うこと。事前見学は、事前に申し出た上で、令和6年11月27日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。

（質問書提出期限：令和6年11月28日）

11 その他

- (1) 本修繕の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないよう配慮すること。
- (2) 本修繕の実施期間中、履行場所の施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (3) 修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、本修繕の実施に当たり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (5) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (6) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所にある設備を使用できるものとする。
- (7) 本修繕の実施に当たっては、原材料の包装紙等を散在させることのないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取扱に注意すること。

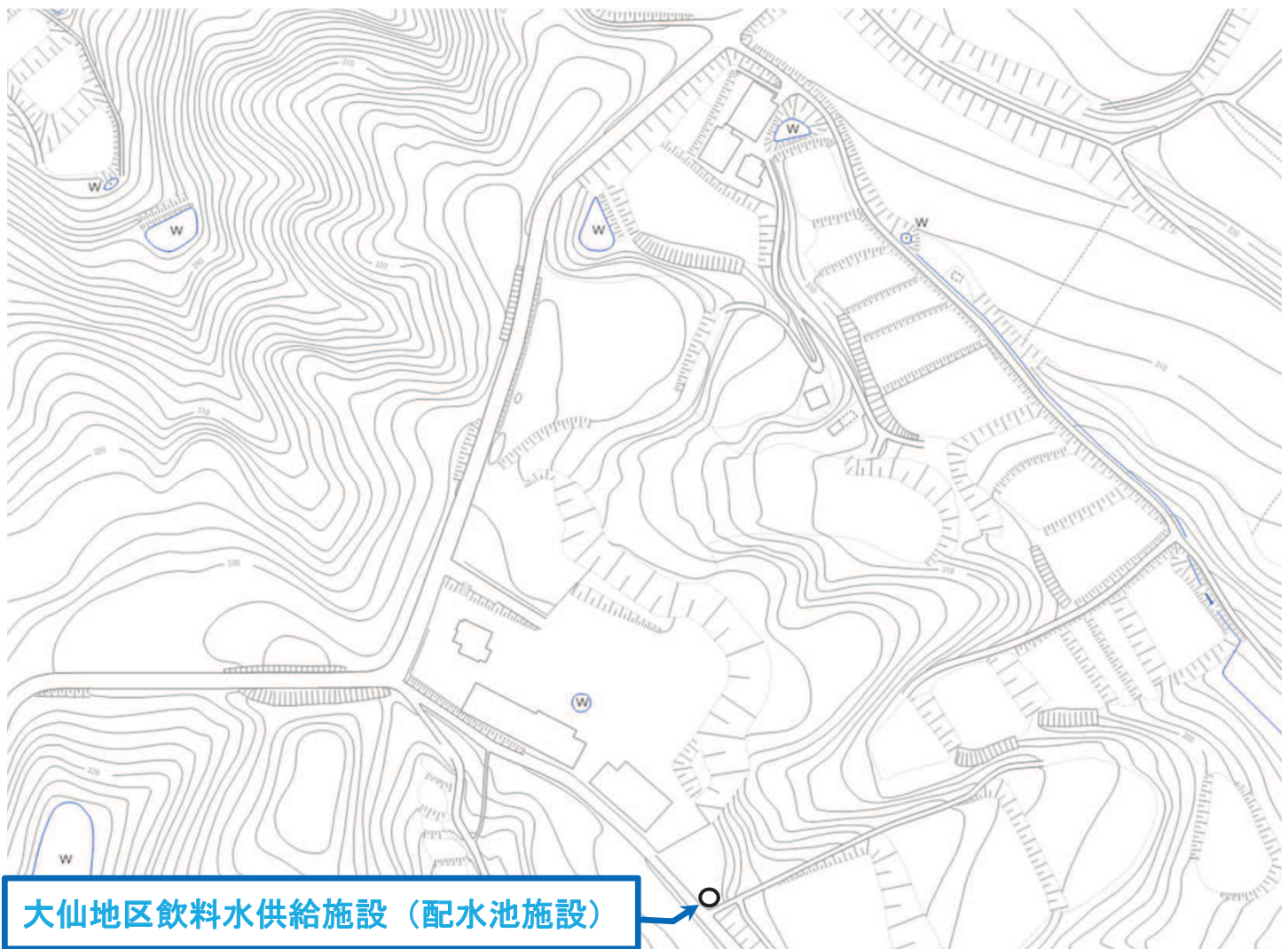
- (8) 本修繕に当たり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (9) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (10) 本修繕に係る契約不適合責任は約款に定めるとおりとする。
- (11) 本修繕に当たり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (12) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (13) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団等の排除に関する要綱（平成21年東広島市訓令第47号）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、同要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (14) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
- (15) その他、本修繕に関して疑義が生じた場合には、双方協議の上決定する。

12 問い合わせ先

東広島市 地域振興部 河内支所 地域振興課 地域振興係

電話 082-437-1109

FAX 082-437-0229



飲料水供給施設 外観



対象設備 配水池外観（2基）



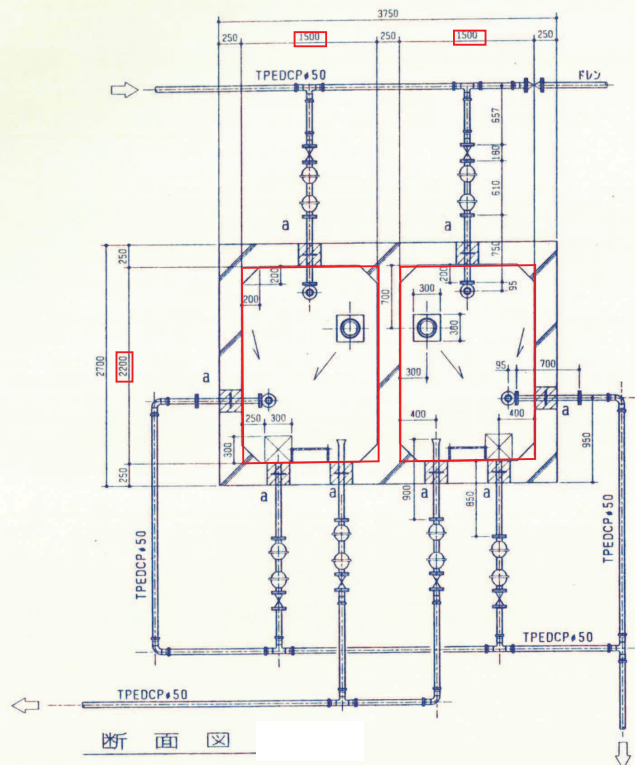
対象設備 配水池外観（2基）



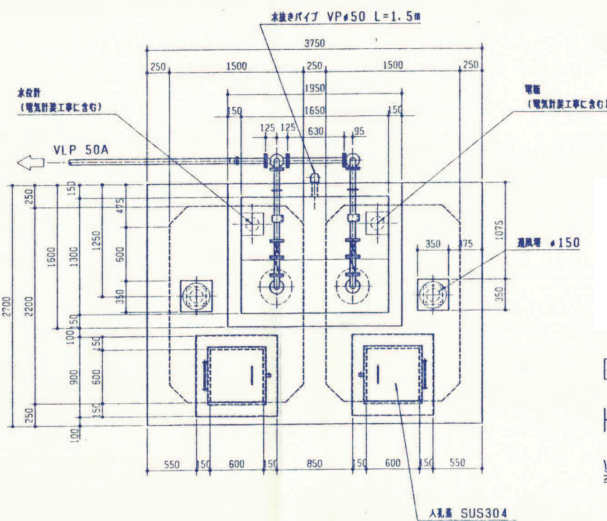
配水池内状況



平面図

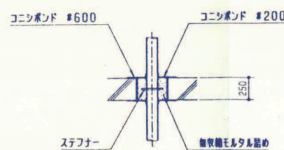
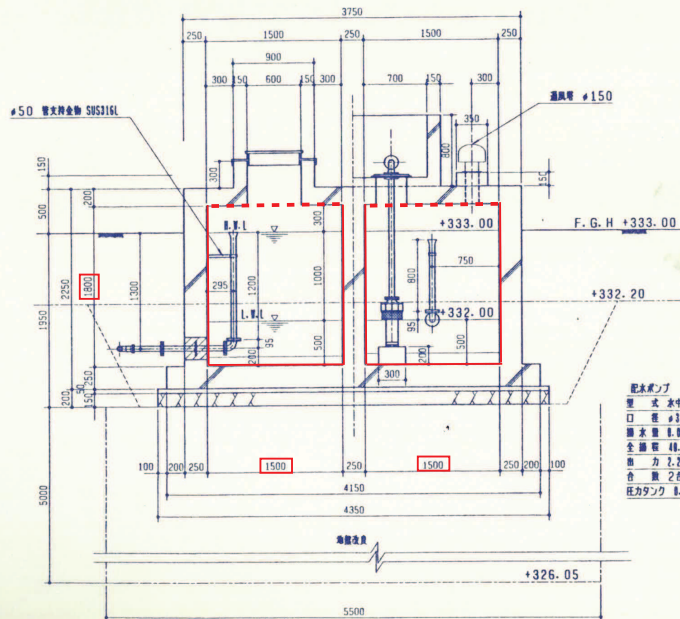
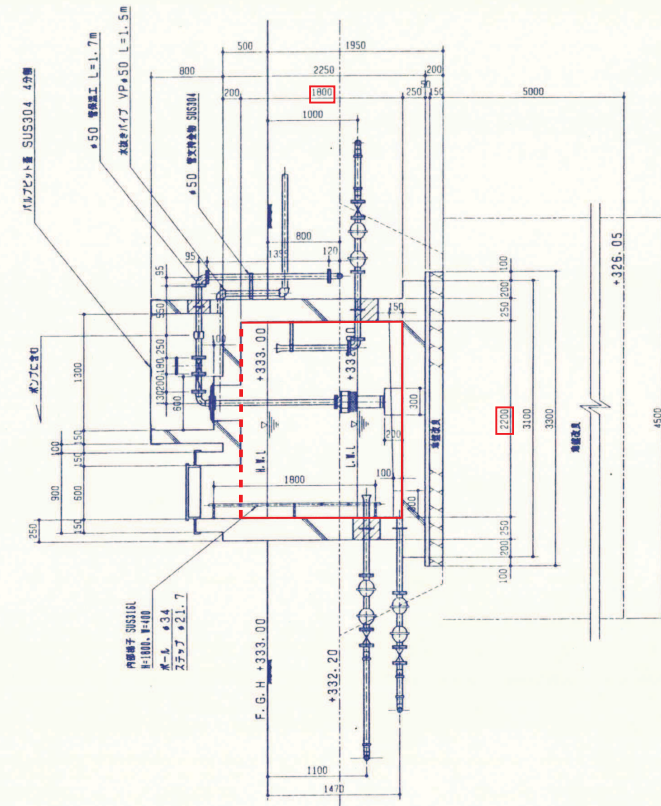


平面図



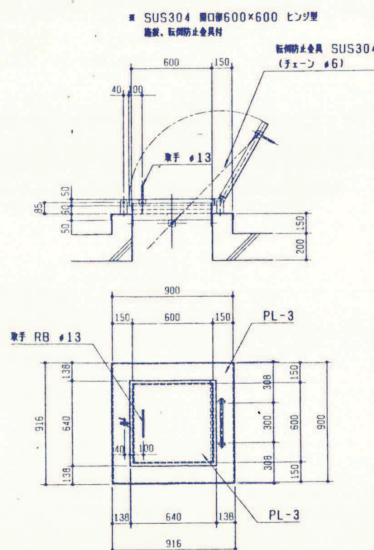
a詳細図

断面図



人孔蓋詳細図

2カ所



別紙2

修繕箇所図

大仙地区飲料水供給施設
配水池内面防蝕塗装修繕

数量明細書						
費目	仕様又は規格	数量	単位	単価	金額	摘要
配水池内清掃（各槽塗装前、塗装後）		4.00	回			配水池 × 2基
下地処理（既存塗布物除去、清掃）		2.00	式			
素地調整	ガードブルーフフィラしごき塗り 1.0kg/㎡	34.00	㎡			使用材料及び塗装工法は、「水質基準に関する省令」（厚生労働省令第101号）及び「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）の水質基準に適合したものであることとし、「仕様又は規格」に記載した、使用材料及び塗装工法と同等以上の品質・性能を有するものとする。
上塗り	ガードブルーフ塗布 0.4～0.5kg/㎡	34.00	㎡			使用材料及び塗装工法は、「水質基準に関する省令」（厚生労働省令第101号）及び「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）の水質基準に適合したものであることとし、「仕様又は規格」に記載した、使用材料及び塗装工法と同等以上の品質・性能を有するものとする。
上塗り	ガードブルーフ塗布 0.2～0.3kg/㎡	34.00	㎡			使用材料及び塗装工法は、「水質基準に関する省令」（厚生労働省令第101号）及び「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）の水質基準に適合したものであることとし、「仕様又は規格」に記載した、使用材料及び塗装工法と同等以上の品質・性能を有するものとする。
ライニング	ガラスクロス（WL230）貼付け	34.00	㎡			使用材料及び塗装工法は、「水質基準に関する省令」（厚生労働省令第101号）及び「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）の水質基準に適合したものであることとし、「仕様又は規格」に記載した、使用材料及び塗装工法と同等以上の品質・性能を有するものとする。
上塗り	ガードブルーフ塗布 0.4～0.5kg/㎡	34.00	㎡			使用材料及び塗装工法は、「水質基準に関する省令」（厚生労働省令第101号）及び「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）の水質基準に適合したものであることとし、「仕様又は規格」に記載した、使用材料及び塗装工法と同等以上の品質・性能を有するものとする。
上塗り	ガードブルーフ塗布 0.3～0.4kg/㎡	34.00	㎡			使用材料及び塗装工法は、「水質基準に関する省令」（厚生労働省令第101号）及び「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）の水質基準に適合したものであることとし、「仕様又は規格」に記載した、使用材料及び塗装工法と同等以上の品質・性能を有するものとする。
配水池点検		2.00	回			配水池 × 2基
水質検査（一般項目）		1.00	式			
廃棄物処理費（運搬費及び処理費）		1.00	式			
諸経費		1.00	式			